

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等のお子さんのために

# 児童扶養手当のしおり



児童扶養手当とは・・・

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自律の促進を目的として支給される手当です。



小美玉市

## ① 児童扶養手当を受けられることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒をみること）している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けられます。

「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね**中度以上の障がい**（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）がある場合は、**20歳未満**までとなります。

なお、**受給者、児童ともに国籍は問いません。**

### 手当の対象となる児童

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が一定の障がいの状態にある児童
- 4 父または母の生死不明な児童
- 5 父または母が1年以上遺棄している児童
- 6 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 8 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※ 遺棄・・・連絡がとれず児童の養育を放棄していること。

### ☆手当が支給されない場合

次のような場合には、手当を受けられる資格がありません。

#### 児童が

- 1 **日本国内に住所を有しない**とき
- 2 **公的年金を受けられる**とき（請求すれば受けられるのに、請求しないでまだ受けていない場合も含む。）
- 3 **遺族補償等**を受けられる場合又はこれらの給付を受けられる受給資格者に養育されている場合で、この給付の事由発生日から6年を経過していないとき。
- 4 父又は母に支給される**公的年金の加算の対象**となっているとき。  
※平成23年4月から国民年金法等の改正により児童扶養手当額が障がい基礎年金の子加算額を上回る場合において、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となりました。
- 5 児童福祉法上の**里親に委託**されているとき。
- 6 父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が一定の障がいの状態にある場合を除く。）
- 7 母又は父の**配偶者に養育**されているとき。（**婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。**）
- 8 **児童福祉施設に入所**しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき。

#### 父、母又は養育者が

- 1 **日本国内に住所を有しない**とき。
- 2 **老齢福祉年金以外の公的年金を受けられる**とき（請求すれば受けられるのに、請求しないでまだ受けていない場合を含む。）

なお、昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当された人については、平成15年4月1日において支給要件に該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。（ただし、この規定は、父子家庭のみなさまには適用されません。）

## ② 児童扶養手当を受ける手続

手当を受けるには、住所地の市役所で認定請求の手続きを行い、市長の認定を受けた後、支給されます。認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付することになりますが、手当を受ける方の**支給要件によって添付する書類が異なります**ので、**市役所の窓口におたずねください**。

また、この手当は、支給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、注意してください。

☆障害年金加算改善法による児童扶養手当受給対象の拡大について

障害年金加算改善法の施行に伴い、平成23年4月より障害基礎年金の子の加算の運用が見直されることとなりました。これまで障害基礎年金の子の加算対象となっていた児童でも、児童扶養手当の支給額が障害基礎年金の子の加算額よりも多ければ、児童扶養手当が支給されることとなります（ただし、1人の児童について、児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の両方を受け取ることはできません）。

※ 具体的な取扱いにつきましては、市役所窓口にお問合せ願います。

## ③ 児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月から支給され、年3回に分け支払月の前月までの手当が指定した金融機関の口座へ振り込まれます。**(支払通知等は発送しません)**

支払日（支給対象月）		
4月11日 (12月分から3月分)	8月11日 (4月分から7月分)	12月11日 (8月分から11月分)

※ 支払日が、土、日又は休日ときは、繰り上げて支給されます。

## ④ 児童扶養手当の額（平成24年4月分～）

○全部支給

対象児童数	全部支給
1人	月額 41,430円
2人	月額 46,430円
3人	月額 49,430円

※ 4人目以降は、3,000円ずつ加算されます。



○一部支給

就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を41,420円（月額）から9,780円（月額）まできめ細かく設定。

手当額の算式

$$\text{扶養親族1人の場合} \\ \text{手当額} = 41,420 \text{円} - \underbrace{(\text{所得額} - 57 \text{万}) \times 0.0182890}_{10 \text{円未満を四捨五入}}$$

- ※1 扶養親族0人の場合には、上記の57万円は38万円を差し引いた19万円に、扶養親族2人の場合には、上記の57万円は38万円を加えた95万円になります。  
それ以上の場合には扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算します。
- ※2 老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合には、57万円に下記の(注)書きに記載した場合に応じた額を加算します(例えば、老人扶養親族1人、特定扶養親族1人の場合には82万円になります。)
- ※3 対象児童が2人の場合は、5,000円が加算されます。3人以降は3,000円ずつ加算されます。

(注) ①受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合……10万円/人  
 特定扶養親族がある場合……15万円/人

②扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合……6万円/人

(ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く。)



## ⑤所得の制限

受給資格者、その配偶者又は同居(同住所地内で世帯分離している世帯を含む。)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

### 平成24年度所得制限限度額 (平成24年8月分～25年7月分)

所得 扶養 親族数	本人		扶養義務者・配偶者孤 児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

● 所得額の計算方法 (課税台帳に基づき計算します。)

所得額=年間収入金額-必要経費+養育費の8割相当額-次表の諸控除-8万円

(給与所得控除額)

(社会保険料相当額)

諸 控 除 の 額	● 寡婦(夫)控除(一般) ……270,000円	● 寡婦(夫)控除(特別)……350,000円
	● 障がい者控除 ……270,000円	● 特別障がい者控除 ……400,000円
	● 配偶者特別控除・医療費控除等 …… 地方税法で控除された額	

※ 受給資格者が母(夫)の場合は、寡婦(夫)控除については控除しない。

## ⑥ 児童扶養手当の支給制限

平成20年4月以降、受給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。市役所から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。

（所得の状況や、家族の状況等に変更があった場合は、この限りではありません。）

### 認定後の届出義務

認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときは、すみやかに市の窓口へ届け出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日～8月31日 （全ての受給者） ※所得制限により手当の支給が停止されている方も必ず提出してください	<b>現況届</b> （この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失います。）
対象児童が増えたとき	<b>手当額改定請求書</b> （請求した翌月から手当額が増額されます。）
対象児童が減ったとき	<b>手当額改定届</b> （対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。なお、過払いがあるときは返納することになります。）
所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるとき	<b>支給停止関係（発生・消滅・変更）届</b> （事由が発生した翌日から変更になります。）
受給資格を喪失したとき （次表1～8に該当）	<b>資格喪失届</b> （資格を喪失した日の属する月まで手当が支給されます。なお、過払いがあるときは返納することになります。）
受給者が死亡したとき	<b>受給者死亡届</b> （戸籍法の届出義務者が14日以内に届け出てください。）
手当証書をなくしたとき	<b>証書亡失届</b>
手当証書を破損したり、汚したとき	<b>証書再交付申請書</b>
氏名・住所・支払金融機関・印鑑が変わったとき	<b>氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届</b> （届が遅れたり、しなかった場合、手当の支払が遅くなる可能性があります。）

※届出の用紙は、市役所に用意してあります。

## ご注意を！！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず**資格喪失届を提出**してください。**届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還**していただくことになりますので、御注意ください。

- 1 婚姻の届出をしたとき。
- 2 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（生計を同じくする異性と同居又は、同居がなくとも、ひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき。
- 3 あなたや児童が、年金（国民年金、厚生年金など）を受けることができるようになったとき。
- 4 児童が、父又は母が受ける公的年金の加算対象となったとき。  
※ 障害基礎年金については、平成23年4月から運用の見直しが実施され、「子の加算」と「児童扶養手当」を選択できる場合があります。
- 5 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき。）。
- 6 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護又は養育しなくなったとき。
- 7 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父又は母が帰宅したとき（遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含む。）。
- 8 その他支給要件に該当しなくなったとき。

- 手当証書：証書は、手当の受給資格を証する書類ですから、受領後大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。
- 罰 則：偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

ご相談及び問合せ先

小美玉市子ども福祉課子ども福祉係

☎0299-48-1111



申請窓口

- ・ 子ども福祉課子ども福祉係（玉里総合支所内）
- ・ 福祉事務所小川支所（小川総合支所内）
- ・ 福祉事務所美野里支所（四季健康館内）